観峰館所蔵朝鮮古碑拓本解説 (二

田

中

俊

明

五、扶余唐平百済碑

〔朝拓—006〕 【図5—1】

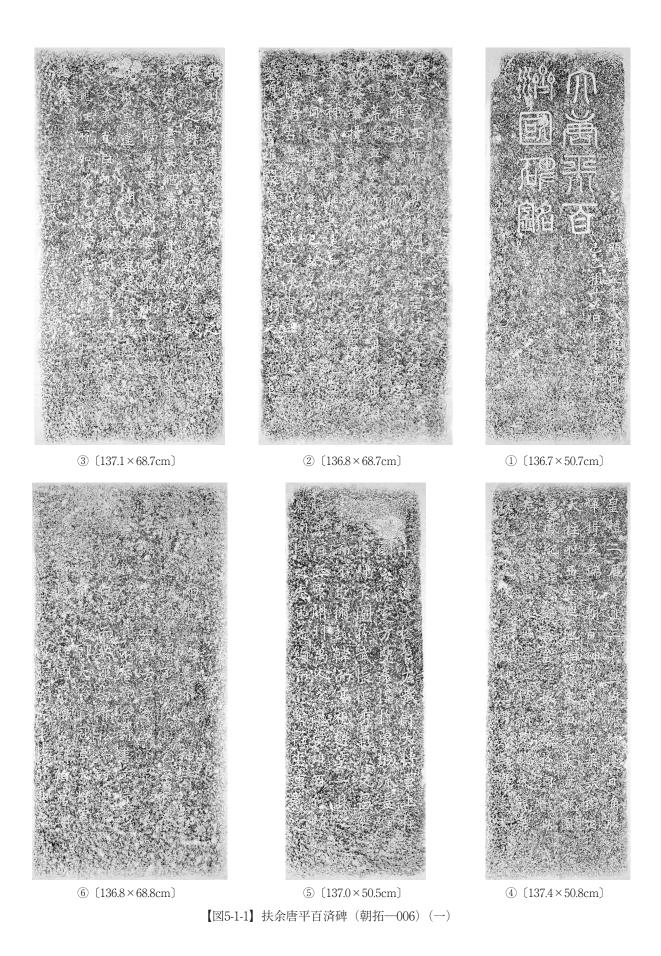
扶余(現在の忠清南道扶余郡扶余邑)は百済最後の都泗沘の故地である。その扶余邑の市街地東南里に残る定林寺址に五層の石塔がである。その扶余邑の市街地東南里に残る定林寺址に五層の石塔がの「唐平百済碑」である。南面の右側の隅柱に篆書で大きく題字がの「唐平百済碑」である。南面の右側の隅柱に篆書で大きく題字がの「唐平百済碑」である。南面の右側の隅柱に篆書で大きく題字がの「唐平百済碑」である。南面の右側の隅柱に篆書で大きく題字がとれており、「大唐平百済国碑銘」とよばなければならない。

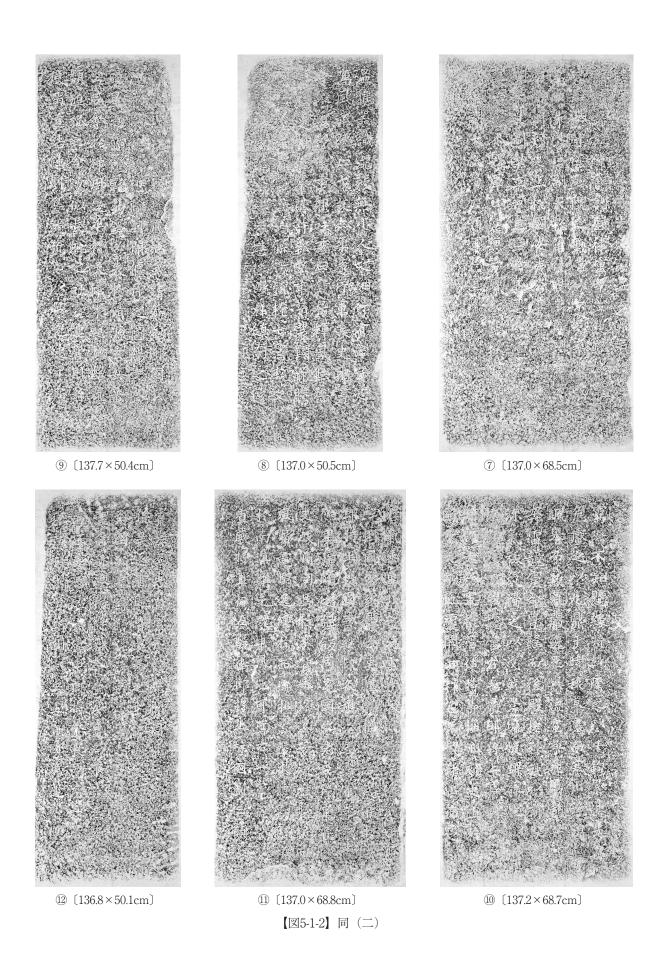
百済国にとって、極めて重要な寺であったことがまちがいない。にあり【図5-4】、王宮(推定地)からすぐ南に位置するこの寺は、め、百済時代からその名が使われた可能性が高い。王都のほぼ中央め、百済時代からその名が使われた可能性が高い。王都のほぼ中央に付けられたもので、百済時代の記録にはみえない。ただ、影響をに付けられたもので、百済時代の記録にはみえない。ただ、影響をに対しているが見えるためにあり、

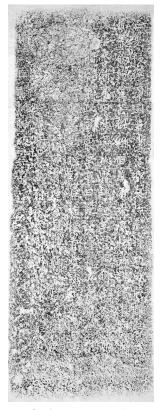
5―5】にこの碑銘の三分の一程度が彫られている。最初その石槽百済王宮にあったと思われる円形の石槽(国立扶余博物館展示)【図が準備できなかったために、仏寺の石塔に彫られたのである。実は、碑銘は、題字のとおり、唐が百済を平定した記念碑である。碑石

に彫ろうとして彫り進めることができなくなって、石塔に替えたものとみる意見がある。また、石槽のほうを縮約したものととらえ、のとみる意見がある。また、石槽のほうを縮約したにすぎないというみがあり(現存しないが)両者はそれを復刻したにすぎないというみかたなどもある。碑銘本文の末尾に「茲の寶刹を刊して用て殊功をならば、明確な意志をもって石塔に彫ったと考えることができるならば、明確な意志をもって石塔に彫ったと考えることができる。本らば、明確な意志をもって石塔に彫ったと考えることができるのままにしたものだと思うが、寺は廃絶したものの、石塔と彫られた文字とは現代にまでほんらいの位置のまま、残されたのである。なお、この石塔が立てられる前にその位置に木塔があった可能性があお、この石塔が立てられる前にその位置に木塔があった可能性が高い。

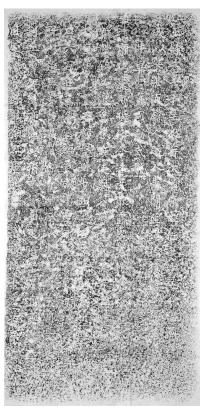
のが権懐素ということである。ふたりとも従軍していたものと考え、東面16・17行)。つまり文章を作成したのが賀遂良、文字を書いた、七月一八日であり、そのおよそ一箇月後である。それの左に少し離れ、七月一八日であり、そのおよそ一箇月後である。それの左に少し離れ、己巳朔十五日癸未建つ」と記す。百済最後の義慈王が降伏したのが己巳朔十五日癸未建つ」と記す。百済最後の義慈王が降伏したのが己巳朔十五日癸未建つ」と記す。百済最後の義慈王が降伏したのが己巳朔十五日癸未建つ」と記す。百済最後の義慈王が降伏したのが己巳朔十五日癸未建つ」と記す。



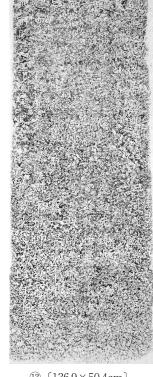




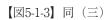
①6 (136.7×50.8cm)



① (136.3×68.2cm)



① (136.9×50.4cm)





【図5-3】定林寺址石塔第一層塔身 の碑銘冒頭(田中撮影)



【図5-2】定林寺址の五層石塔(田中撮影)



【図5-4】錦城山からみた定林寺址全景(田中撮影)



【図5-5】扶余百済石槽 (国立扶余博物館展示)(田中撮影)

南面 第1面

などを参考にし、拓本で確認した。

石文』第一巻(駕洛国史蹟開発研究院、

一九九二年)の金英心釈文

が表示するものを中心に、韓国古代社会研究所編『訳註韓国古代金

その全文を示せば次の通りである。韓国古代金石文データベース

たのであろうか、破壊されずに残された。

の刻字といえるが、そのこと自体が唐の蛮行を明示するものと考え

で、たまたまそこにあったものに彫ったということになる。ほんら うしたことが通例であったのか。碑石の準備はして来なかったよう

い百済の優美な石塔でもあり、

百済の人たちにとってはいわば屈辱

れたようである。石工も準備して来たのかも知れない。あるいはそ の史料によれば、文筆の能力があり、記録を残すために従軍させら あらかじめ勝利を予定して伴っていたものか。わずかに残る賀遂良 られるが、「平定」後、急遽そうした能力のある人物が選ばれたのか、

(題字等)

大唐平百

(拓本①

濟國碑銘

1

顯慶五年歲在庚申八月

己巳朔十五日癸未建

4 3 2

5

洛州河南權懷素書

(本文)

10

15

舉天維宅寰中而恢地絡莫不揚七德以

2 1

> 原夫皇王所以朝萬國制百靈清海外而 5

> > (拓本②

謀未堪捧轡杜鎭룎之遠	□□太傅之深	28		於委水叶英圖於武帳標秀氣於文昌架歐刑國公蘇定方疊遠權於曾城派長瀾	3 2
乙架謀未甚奉野土鎭南之遠於學海詞條發穎掩七澤於文	□□九流於學		(拓本 ⑤	或 十	2 1
	□道光雅俗鑒	26		5 10 15	
7儀雲翹吐秀日鏡揚輝風偃搢	舍人梁行儀雲	25		西面(第2面)	
既止戈文亦柔遠行軍長史中書	高風武旣止戈	24			
識沉毅	溫雅器識沉毅無小人之細行有君子之	23		伐先命元戎使持節神丘嵎夷馬韓熊津	22
大捴管左領軍将軍金仁問□	忘寒副大捴管	22		危卵於傾巢哀此遺甿憤斯兇醜未親吊	21
眞梅能令魏軍止渴無勞實纊□□	真梅能	21		裒鳳紀懸金鏡齊玉燭拔窮鱗於涸轍拯	20
飄擧雄圖傑立藝包三略策運後□□	飄擧雄	20		天柱於西北廻地紐於東南若夫席龍圖	19
事隴州刺史上柱國安夷公董寶德□	事隴州	19		輝揖五瑞而朝百神妙萬物而乘六辯正	18
策口未涉言副大捴管使持節隴州諸軍	策口未	18	(拓本④	皇體二居尊通三表極珠衡毓慶日角騰	17
尺璧於寸陰破隗之勳常似不足平□	尺壁於	17		悲我	16
蘭績著旗常調諧鍾律重平生於□□輕	蘭績	16		良寵任所加必先諂倖標梅結怨杼軸銜	15
器言爲物範行[器言意	15		況外棄直臣內信袄婦刑罰所及唯在忠	14
		14		親隣近違明詔北連逆豎遠應梟聲	13
]衛将軍上柱國下博公劉伯英上		13		九夷懸隔萬里恃斯險阨敢亂天常東伐	12
]咸有慙德副大捴管冠軍大将軍		12		不傳方書莫紀蠢茲卉服竊命鳥洲襟帶	11
矩将白雲而共爽與靑松而競高遠	日田田田	11		狼山之封豕況丘樹磨滅聲塵寂寥圓鼎	10
霜栢以凝貞不言而合詩書不行而	潔□霜	10	(拓本③)	騎則勒石燕然竟不能覆鯷海之奔鯨絶	9
撫邊夷愼四知去三惑顧冰泉以表	□ □ 捶	9		鑿門禮崇推轂馬伏波則鑄銅交阯竇車	8
形質邁松筠風霜不能改其色至於養	□形質	8		緬惟萬古當塗代漢典午承曺至於任重	7
]□而難奪心懸氷鏡鬼神無以祕		7		遂戮洞庭構逆三苗已誅若乃式鑒千齡	6
軀殉國之志冒流鏑而逾堅輕生重義之	軀殉岡	6		載勞神武未戢佳兵是知洶水挻袄九嬰	5
膽勇冠三軍關羽萬人之敵聲雄百代捐	膽勇冠	5		驟殊塗揖讓之與干戈受終之與革命皆	4
衛霍而不追俯彭韓而高視趙雲一身之	衛霍而	4		馭遐荒耀五兵而肅邊徼雖質文異軌步	3

(拓本⑮を	19 □衡不以衰容猶懷壯節提戈海外冀效涓塵□載		24 孫吳之書旣負英勇之才仍兼文吏之道	
	18 風雲軄号将軍願與廉頗□列官稱博士羞共賈誼	(拓本⑫)	23 資孝爲忠自家形國早聞周孔之教晚習	
	17 判兵曹賀遂亮濫以庸才謬司文翰學輕俎豆氣重		22 宣威将軍行左驍衛郎将上柱國劉仁願	
	16 所以旌其善勒彛鼎銘景鍾所以表其功陵州長史		21 於南溟驥足旣申鳳池可奪右一軍捴管	
	15 口六百十萬各齊編戶咸變夷風夫書東觀紀南宮		20 風籋電騁逸轡於西海排雲擊水搏勁翮	
	14 於卓魯凡置五都督卅七州二百五十縣戶廿四萬		19 史岐州司馬杜爽質耀璿峯芳流桂畹追	
	13 鮮製錦必選賢良庶使剖符績邁於龔黃□絃名高		18 險異廉頗之强飯同充國之老臣行軍長	
	12 清廟仍變斯獷俗令沐玄猷露冕褰帷□□□款□		17 郎将上柱國曹継叔久預 經綸備嘗艱	
	11 以牛車佇薦司勳式獻		16 咤則風雷絶響嵎夷道副捴管右武候中	
	10 成以下七百餘人旣入重闡並就擒獲捨之馬革載	(拓本①)	15 壯氣乘冀北之浮雲呼吸則江海停波嘯	
(拓本⑭)	9 王餘孝一十三人并大首領大佐平沙吒千福國辯		14 國于元嗣地處開河材包文武挾山西之	
	8 之飛箭則萬里銜恩其王扶餘義慈及太子隆自外		13 阿□右一軍捴管使持節淄州刺史上柱	
	7 再捷而定三韓降劉弘之尺書則千城仰德發魯連		12 衝棚左□軍捴管右屯衛郎将上柱國□	
	6 肅之以秋霜□順者則涵之以春露一擧而平九種		11 渗氣祇氛掃之以戈戟崇墉峻堞碎之以	
	5 英聲載路 邢國公仁同轉扇恩甚投醪逆命者則		10 奔雷競震命豊隆而後殿控列缺以前驅	
	4 之奇千變萬化致遠鉤深之妙電發風行星□□移		9 飈擧而殺氣嚴逸足與流電爭飛疊鼓共	
	3 神謀下專節度或中權陷陣或後勁先鋒出天入地		8 危壓之以九鼎于時秋草衰而寒山淨凉	
	2 之良家邢國公上奉	(拓本⑩)	7 窮險不知懸縷将絶墜之以千鈞累碁先	
(拓本⑬)	1 懷鐵石之心各勵鷹鸇之志擁三河之勁卒□六郡		6 狼滿道結陣則梟鏡弥山以此兇徒守斯	
	5101520		5 類短狐之含沙似長蛇之吐霧連營則豺	
	東面(第4面)		4 公咸會於神用況乎稽天蟻聚迊地蜂飛	
			3 曉星之氣龍韜豹鈴必表於情源玄女黃	
	28		2 運秘策縱驍雄陰羽開偃月之圖陽文含	
	27 羊而莫顧右武衛中郎将金良圖左一軍	(拓本⑨)	1 □□□□□□鳳池式清鯨壑邢國公	
	26 聖旨委以斑條欲令金如粟而不窺馬如		51015	
	25 邢國公奉緣		北面 (第3面)	

(拓本⑮欠)

	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
	□□□固横地軸以無窮	□□□□□□□梵晨□刊茲寶刹用紀殊功拒天	□□□□□□嘉樹不翦甘棠在詠花臺望月貝殿	□□□戦前驅吳鉤後勁巨猾授首逋誅請命威惠	□□府齊軍政風嚴草衰日寒江淨霜戈夜動雲旗	扶桒冰銷夏日葉碎秋霜赳赳五營明明三令仰申	月影劒動星芒貔貅百萬電擧風揚前誅蟠木却翦	三光叛換澤國憑凌水鄉天降飛将豹蔚龍驤弓含 (拓本⑯	遠徼遐哉大荒咸稟正朔並預封疆□□□種獨隔	奧我 聖皇道叶穹蒼榮鏡千古窂籠百王逖矣	下均九土屢擾干戈式淸區宇未漸西掖豈覃東戶	爰及三五代非一主揖讓唐虞革命湯武上齊七政	殼飲鶉居以結以刻或畋或漁淳源旣往大道淪胥	悠悠遂古茫茫厥初人倫草昧造化權輿冬巢夏穴	永久洲移鬱島與日月而長懸其銘曰	□筆□書成事無取浮華俾夫海變桒田同天地之	□庭九摧逋□翁歸之□□欲居中乃弃餘詞敬□
【図5-6】拓本⑮ (国立中央博物館編								(16)									

六行~一〇行で一定していない。

【図5-6】拓本⑤(国立中央博物館編 『金石文資料①三国時代』)

Service Committee Service Serv

本は、 張ごとの行数は、題字等部分(五行とすべきか)は別にして、本文 が二石からなり、 3面) 二八行、 いるが、南面 時代』(濊貊、二〇一〇年) ていることになる。その各石ごとに採拓されているためである。 している。その欠失部分は、 題字等を除く本文は、 観峰館所蔵の拓本は、 みられるように、 (第1面) 東面 隅柱両側二石とあわせて一面四石に文字が彫られ (第4面) 三六行で、計一一四行にわたる。 が二二行、 四面すべての面の隅柱・羽目石に彫られて 各面四張に分けられている。 五張あり、 所掲の図を掲げておきたい【図5―6】。 国立中央博物館編『金石文資料①三国 西面 ほんらいあるべき一張を欠失 (第2面) 二八行、北面 各面の羽目

ある。 字あるから、 なる。 文の字数としては合計一八九九字となる。 各三字の文字が彫られている。それを加えると、 との間に楣石とよぶ石が一段あるが、その西面・北面の石に三二行 なお、 南面 題字部分を除いて楷書で、文体は四六駢驪体である。 皇帝に関わる文字があれば、改行するか空格にしており、 ・西面・北面は各行一六字で、 上記の碑銘以外に、 それもあわせると一九三四字記されていたことになる それらの記された第一層塔身と屋蓋石 東面のみ各行二〇字が基本で 南面隅柱の題字等は三五 総計二一一六字と

軍の名と官名のみを示せば次のとおりである。 従軍した諸将軍の名とそれぞれの功績が記されている。記された将平定した功績を記すもので、唐軍の総司令官である蘇定方を筆頭に、平定した功績を記すもので、唐軍の総司令官である蘇定方を筆頭に、

上柱國·邢國公 蘇定方 使持節·神丘嵎夷馬韓熊津等一十四道大捻管·左武衛大将軍

英○副大捻管・冠軍大将軍・□□□衞将軍・上柱國・下博公─劉伯

○副大捴管・使持節・隴州諸軍事・隴州刺史・上柱國・安夷公

董寶德

○副大総管・左領軍将軍 金仁

○行軍長史·中書舍人 梁行儀

○左□軍捴管・右屯衛郎将・上柱國 □阿□

○右一軍総管・使持節・淄州刺史・上柱國 于元嗣

○嵎夷道副捴管・右武侯中郎将・上柱國 曹継叔

○行軍長史・岐州司馬 杜爽

〇右

一軍捴管・宣威将軍・行左驍衛郎将・上柱國

劉仁願



【図5-7】金仁問碑 (国立慶州博物館展示、田中撮影)

〇右武衛中郎将 金良圖

○左一軍捴管・使持節・沂州刺史・上柱國 馬

銘本文につながるものではない。軍たちよりも下位のものが数人記されていたようである。文章が碑

李思約」など、官職・人名がみえるものがある。碑銘に記された将

楣石西面・北面の一九二字は、

判読が困難であるが、「□州司□

○のひととなりについては、一部記事がみられるものの、ほとんどた、
 ○のひととなりについては、一部記事がみられるものの、ほとんどれ、
 ○のひととなりについては、一部記事がみられるものの、ほとんどれ、
 ○のひととなりについては、一部記事がみられるものの、ほとんどれ、
 ○のびととなりについては、一部記事がみられるものの、ほとんどれ、
 ○のびととなりについては、一部記事がみられるものの、ほとんどれ、

国遺事』巻一・大宗春秋公条に、た記録はあり、その後また唐に派遣されたとみなければならない。『三に行ったのかは明確ではない。六五三年もしくは六五六年に帰国し仁問は、唐の遠征軍派遣のときには唐にいたのであるが、いつ唐

六〇)使仁問を遣わし兵を唐に請わしむ。 太宗(武烈王)、百濟の國中に恠變多きを聞き、五年庚申(六

とあり、これに従えば、この年に仁問を唐に派遣した、ということ

になる。いっぽう金仁問伝では

新羅、屢々百濟の侵す所と爲る。唐兵を得て援助と爲し、以て (羞) 恥を雪がんことを願い、 擬して宿衛の仁問に諭して、

師を乞わしむ。

というように、「宿衛の仁問に」とあり、この年に救軍のために派 していたかのように記している。 遣したようにはみえず、以前から宿衛(皇帝のそばちかくに仕える)

新羅本紀では、武烈王六年(六五九)

夏四月、百濟、頻りに境を犯す。 を遣わし唐に入りて師を乞わしむ。 王、将に之を伐たんとす。使

とあり、唐に遣使し救援を要請している。新羅が唐に遣使するのは が、仁問を派遣したときかもしれない。 ここ連年であるが、あるいはこの救援を求めてと明記するこの記事

ということである。真骨身分の貴族で、高官であったが出自につい 年あたりに入唐していたものと考えられる。 えない。金仁問の直前の入唐と同時(六五九年)か、その前六五六 唐について、最後となる文武王九年の事実のみが記され、ほかはみ よれば六回、唐を往来したという。最後は、唐で獄死している。入 ては明確ではない。金仁問の附伝として、簡単な伝がある。それに 図も新羅人であり、 碑銘にはまた、最後のほうに金良図という名がみえる。この金良 やはりこの時、唐に滞在していて派遣された。

以てし、佇みて司勳に薦め、式て淸廟に獻ず」とみえる(東面8 重闡に入り、並びに擒獲に就き、之を馬革に捨て、載せるに牛車を 十三人、并せて大首領大佐平沙吒千福・國辯成以下七百餘人、旣に ところで碑銘には、「其の王扶餘義慈及び太子隆、 11行)。最後の王義慈王と太子の扶余隆はじめ王子・高官たちが 自外王餘孝

> 本書紀』斉明六年(六六〇)条の分注に、その時倭国の遣唐使の 宮殿に入り、清廟に献上されたというのである。 しかしそれは 日

員として唐にいた伊吉連博徳の書を引いて、

に放着す。 奉進せられ、急ぎ引かれて天子に趁向す。天子恩勅もて、見前 蘇定方らが爲に捉えられし百済王以下、太子隆ら、諸王子十三人、 庚申年八月、百済已に平らげられし後、 大佐平沙宅千福・国弁成以下卅七人、并せて五十許人、朝堂に ……十一月一日、

定方、百濟王扶餘義慈・太子隆等五十八人の俘を則天門に獻じ、 巻四・高宗本紀上・顯慶五年(六六〇)十一月戊戌(一日)条にも「蘇 と記していることからすれば、十一月一日のことである。『旧唐書』

めて之を宥す」とある。

そもそも蘇定方が帰国したのは、九月三日であった。『三国史記

巻五・太宗武烈王七年(六六〇)九月三日条に、

とあり、 きたはずがない。 八月十五日に碑銘が記されたとすれば、その事実を含めることがで り唐に迴る。金仁問、沙湌儒敦・大奈麻中知等と與に偕に行く。 び王族臣寮九十三人・百姓一萬二千人を以て、泗沘より舡に乘 日原・級湌吉那と與に兵七千を以て之に副う。 郎將劉仁願、兵一萬人を以て泗沘城に留鎭す。王子仁泰、 その時、百済王らを伴って帰国したのであった。 定方、百濟王及 従って、

年 面 四萬。口六百十萬。 さらに碑銘には「凡そ五都督・卅七州・二百五十縣を置く。 14・15行)。これについて、 (六六〇)条の八月庚辰 (一二日)条に、 各々齊しく編戶し、咸な夷風を變う」とある(東 『旧唐書』巻四・高宗本紀上・顯慶五 戶卅

蘇定方等、

百濟を討平し、其の王扶餘義慈を面縛し、

國分かれ

の五都督府を分置す。て五部・郡三十七・城二百・戸七十六萬。其の地を以て熊津等

のか。まだ明確な考えはない。 のか。まだ明確な考えはない。 とある。これは、蘇定方が帰国するよりも前に、唐高宗のもとに戦 とある。これは、蘇定方が帰国するよりも前に、唐高宗のもとに戦 とある。これは、蘇定方が帰国するよりも前に、唐高宗のもとに戦 とある。これは、蘇定方が帰国するよりも前に、唐高宗のもとに戦 とある。これは、蘇定方が帰国するよりも前に、唐高宗のもとに戦 とある。これは、蘇定方が帰国するよりも前に、唐高宗のもとに戦 とある。これは、蘇定方が帰国するよりも前に、唐高宗のもとに戦

主要な参考文献をあげておく。

巻五号、一九二五年) 喜田貞吉「大唐平百済国碑銘に関する疑問」『考古学雑誌』一五

九三五年) 葛城末治「扶余唐平百済碑塔」『朝鮮金石攷』大阪屋号書店、

金英心「唐平済碑」(韓国古代社会研究所編『訳註韓国古代金石文』

駕洛国史蹟開発研究院、

一九九二年)

輯、一九九七年) 李道學「定林寺址五層塔碑銘とその作成背景」(『先史と古代』八

二〇輯、二〇〇八年)

二〇一三年)

(『韓國古代史探究』二八輯、二〇一八年)全智恵「扶余定林寺址五層石塔の初期調査と塔身銘文に関して」

範大学学報(哲学社会科学版)』四五巻四期、二〇一六年)拝根興・林沢杰「《大唐平百済国碑銘》関連問題新探」(『陝西師

六、武烈王陵碑額字

〔朝拓—008〕 【図6—1】

慶州市西岳洞の一古墳の東北五〇メートルほどに碑閣があり【図はこの武烈王のみである。また太宗という廟号も贈られた。新羅で特に廟号で呼ぶの正は謚号で諱は春秋。金氏である。新羅における謚号はこれが最初正は烈王は新羅第二九代の王であり(在位六五四~六六一)、武烈

6-4】。螭首の中央に題字があり、二行に分けて、6-2】、亀趺と螭首が置かれている。碑身はない【図6-3、図慶州市西岳洞の一古墳の東北五〇メートルほとに碉閣かあり【図

- 太宗武烈
- 2 大王之碑

意義は大きい。であることが確認できたのである。その点で、この文字が残されたであることが確認できたのである。その点で、この文字が残された武烈王の碑であることがわかり、近くの古墳が武烈王陵【図6―6】文字は篆書で、陽刻されている。この題字の存在によって碑が太宗と記されている【図6―5】。本拓本は、この部分の拓本である。

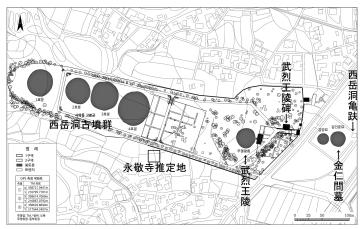
に展示されている【図6―7】。一点は「中禮」、もう一点は「遠雅志」(碑身は失われたが、碑の断片が二点残っており、国立慶州博物館)



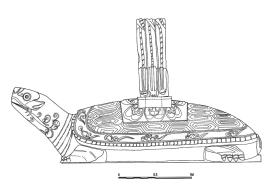
【図6-5】武烈王陵碑題字(田中撮影)



【図6-1】武烈王陵碑額字拓本 (54.7×34.7cm 朝拓—008)



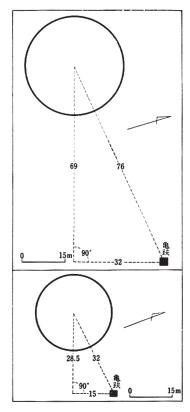
【図6-2】武烈王陵と陵碑の位置関係(『慶州武烈王陵・西岳洞古墳群』 新羅文化遺産研究院、二〇二〇年所掲図に加筆)



【図6-4】武烈王陵亀趺·螭首側面図 (『慶州西岳地域地表調査報告書』国立 慶州文化財研究所、一九九四年)



【図6-3】武烈王陵碑の亀趺と螭首(田中撮影)



【図6-8】武烈王陵·金仁問墓 亀趺位置(斎藤忠『新羅文化論攷』 吉川弘文館、一九七三年)



【図6-6】武烈王陵(田中撮影)



【図6-7】武烈王陵碑断片(国立慶州博物館展示、田中撮影)



【図6-9】西岳洞亀趺と金仁問墓(田中撮影)

あった。 羅に滞在していた。従って、陵碑の文字を仁問が書くことは可能で るが(『三国史記』文武王二年七月条)、 問であるという意見もあるが、確かではない。仁問は、六六○年百 金仁問伝)。その翌年 ている。ただし翌年、 令官である蘇定方がひきあげるとき、おそらくいっしょに唐に戻っ て参戦し(「大唐平百済国碑銘」)、 済攻撃の際に、 本文を書いたのが、前項でもとりあげた二男(文武王の弟) いつ立てられたのかわからないが、 宗を上號す。高宗、 蘭而 一)六月条に「王薨じ、謚して武烈と曰う。永敬寺の北に葬る。太 武烈王の死は六六一年である。『三国史記』の武烈王八年(六六 などの文字が読めるが、 唐から、 訃を聞き、哀を洛城門に擧ぐ」とある。 高宗の命によって帰国している(『三国史記』 (六六二) 七月にまた唐に派遣されたのであ 唐軍の一員 内容がわかるような程度ではない 唐・新羅軍が勝利し、 その年か翌年であろう。 (副大捻管・左領軍将軍) とし 武烈王の死の前後には、 唐の総司 の金仁 題字や 陵碑が 新

ではないということになる。 王陵ではないと考えられ、 がなされている。 岳書院で発見された金仁問碑が立っていたものとみられ、 を向けていたということになる【図6―8】。王陵碑から一〇〇メー 面から東に向かって墓道があったとすれば、その墓道に対して正面 る トルほど東に金仁問の墓とされるものがあり、 いうことになる。 亀趺の向きは、 (西岳洞亀趺とよばれている【図6―9】)。そこには、 金仁問碑の亀趺ではないとしても、 武烈王陵の正面の正確な位置はわからないが、 武烈王の二男がすぐ近くに葬られたとしてもおか 南に向いている。 つまり亀趺の碑は王陵とは限られるもの つまり碑は、 その北東に亀趺があ 墓とされるものは 南を向いていたと 墓の推定 近くの西 正

> 伝神徳王陵 (在位九一二〜九一七)である。 に神徳王陵 (在位九一二〜九一七)である。 高る。新羅王陵には一八世紀になって比定されたものが多く、確かある。 新羅王陵には一八世紀になって比定されたものが多く、確かある。 新羅王陵には一八世紀になって比定されたものが多く、確か できない。 王陵 (在位八七五〜八八六)、 東麓のいわゆる三陵のまん中にある に神徳王陵 (在位九一二〜九一七)である。 である。 高山の西麓にある伝憲康 できない。 王陵とされていないもののなかにも皇 ところで、 新羅の王陵で被葬者が断定的に言えるのは二基のみで

色されていることが明らかになっていた。一九六三年にさらに大き 国立慶州文化財研究所、 王の陵とみるのは難しくなった(『憲康王陵補修収拾調査報告書 花文から、 調査が行われた。その結果、 墳—伝新羅神徳王陵—」『美術資料』八輯、一九六三年)。 く盗掘されたため、 は石枕・足座などの石製品や、装身具・土器類があった。 あったため)、九月から一〇月にかけて補修整備のための緊急発掘 五年に盗掘され、穹窿式天井の石室をもつ横穴式石室で、 伝憲康王陵は、一九九三年八月の大雨で墳丘が陥没し また石室構造も明らかになった。横穴式の石室であり、 九世紀にはくだらないということが考えられ、 緊急調査がなされた(朴日薫「慶州三陵石室古 一九九五年)。また、伝神徳王陵は一 盗掘をうけてはいたが、遺物も (盗掘孔 壁面が彩 墓を憲康 土器の印 遺物に 九三

した骨壷が出土した。それは、墓を築造するために傾斜面を削りの結果、封土西側の傾斜面から「元和十年」(八一五)とへラ書きである。一九八四年九月に周囲整備のための発掘が行なわれ、そ望星里にある。伝僖康王陵のすぐ東南五〇〇メートルほどのところまた伝閔哀王陵(在位八三八~八三九)とされるものが、月南面また伝閔哀王陵(在位八三八

以上のように、発掘されたことのある「王陵」は三基のみであり、そのうち墓室が確認されたのは二基であるが、いずれにも墓室内には赤い文字の痕跡のある誌石らしきものが確認されている)。そには赤い文字の痕跡のある誌石らしきものが確認されている。それに対して、武烈王陵のように、墓前に碑が立っていたとみられるのが、文武王陵・聖徳王陵・興徳王陵・景徳王陵である。これらのことからすれば、新羅では、墓前に碑を立て王陵であることの表ことからすれば、新羅では、墓前に碑を立て工陵であることの表が、この武烈王陵であったと考えられる。亀趺の上に碑を立てた最初が、この武烈王陵であったと考えられる。亀趺の上に碑を立てた最初が、この武烈王陵であったと考えられる。亀趺の上に碑を立てる習俗は、中国では南北朝時代からあるが(関野貞『支那碑闕形式ノ変圏』座右宝刊行会、一九三五年。平勢隆郎『亀の碑と正統』白帝社、三〇〇四年)、ここでは唐に倣ったものであろう。

文武王陵(在位六六一~六八一)は、水中王陵・海中王陵といわ文武王陵(在位六六一~六八一)は、水中王陵・海中王陵といわ文武王は火葬された最初の王であり、遺骨がそこに散骨された可能よび物理探査」『国立慶州文化財研究所年報』一二号、二〇〇一年)。よび物理探査」『国立慶州文化財研究所年報』一二号、二〇〇一年)。よび物理探査」『国立慶州文化財研究所年報』一二号、二〇〇一年)。

現在、国立慶州博物館に展示する文武王陵碑は、断碑であり、

から、そこが王陵であると見ることも可能である。 に立てられていたのか、つまり王陵がどこにあったのかは不明である。 に立てられていたのか、つまり王陵がどこにあったのかは不明である。 に立てられていたのか、つまり王陵がどこにあったのかは不明である。 ところであるというみかたがあるが、その名称や、十二支像の存在 ところであるというみかたがあるが、との名称や、十二支像の存在 ところであるというみがといる。とがは、それがとこ

身はない【図6─11】。碑片がいくつか発見されている。 医門市朝陽洞である。聖徳王の葬地については、「移車寺の南」(『三国遺事』王暦) と記されているが、それをもとに位置を特定することは難しい。 外護装飾として丸彫りされた十二支像が配置され、近くに石人像・外護装飾として丸彫りされた十二支像が配置され、近くに石人像・外護装飾として丸彫りされた十二支像が配置され、近くに石人像・外護装飾として丸彫りされた十二支像が配置され、近くに石人像・外護装飾として丸彫りされた十二支像が配置され、近くに石人像・外護装飾として丸彫りされた角長が残るが、神獅子が残っている。 せい (三) とされるものは、市街地から 伝聖徳王陵(在位七〇二~七三七)とされるものは、市街地から はい (図6─11)。碑片がいくつか発見されている。

様相であり、八世紀前半という時期からみても可能性が高い。聖徳王陵と断定することはできないが、外護装飾として初期的な

北の安康邑の北にあたる六通里にある。そこには大きな亀趺があり興徳王陵(在位八二六~八三六)は、慶州市街から二〇キロほど



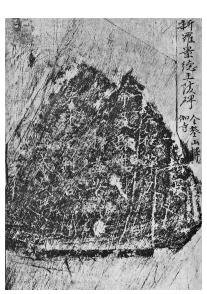
【図6-10】文武王陵碑(国立慶州博物館展示、田中撮影)



【図6-11】伝聖徳王陵亀趺(田中撮影)



【図6-13】興徳王陵亀趺(田中撮影)



【図6-12】景徳王陵碑片 (李俁『大東金石書』続編坤)

注目される。 「壽六十」「憲徳大王」「太祖星漢」「廿四代孫」などの文字もみえ、 世て、興徳王陵としてほぼまちがいないであろう。碑片にはほかに 王暦には「陵は安康の北、比火壌に在り」とあり、その位置とあわ され、そのなかに「興徳」「我興徳」の文字がみえる。『三国遺事』 「書六十」「憲徳大王」「太祖星漢」「廿四代孫」などの文字もみえ、 でれ、そのなかに「興徳」「我興徳」の文字がみえる。『三国遺事』

の旁らに塔碑が立てられることになるが、それはほぼ亀趺を台としなり多かったとも確認される。新羅末期になれば、高僧の浮屠・塔(墓)かったことも確認される。新羅末期になれば、高僧の浮屠・塔(墓)なうである。ひとつとして完全なかたちで残っていないのが残念でようである。ひとつとして完全なかたちで残っていないのが残念で以上のような状況であり、新羅では王陵に陵碑を立てることがか以上のような状況であり、新羅では王陵に陵碑を立てることがか

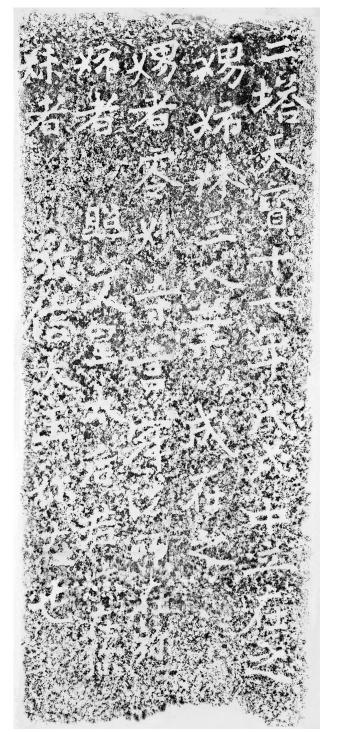
碑身の上に螭首をのせるかたちである。

七、開寧葛頂寺三層石塔記

〔朝拓—010〕【図7—

葛項寺の石塔建立の年次と建立者を記したものである。石塔は現

鮮古代研究』二号、二○○○年)。葛項寺址【図7―3】には、現ら舎利容器も発見されている(高正龍「葛項寺石塔と舎利容器」『朝を舎利容器もともに、現位置に移された。移転に際しては、両塔かいので、一九一六年に景福宮外庭に移され、二○○五年の中央博憲・北道開寧郡南面(現在は金泉市南面)梧鳳里葛項洞の葛項寺址を、国立中央博物館の外庭に展示されている【図7―2】。もとは



【図7-1】開寧葛項寺三層石塔記拓本 (82.5×33.3cm 朝拓—010)



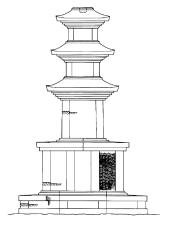
【図7-2】葛項寺石塔(左が東塔。国立中央博物館展示、田中撮影)



【図7-5】葛項寺石塔記 (田中撮影)



【図7-4】梧鳳里釈迦如来像 (田中撮影)



【図7-6】葛項寺石塔東塔立面図 (高正龍「葛項寺石塔と舎利容器」 『朝鮮古代研究』二号、二〇〇〇年)



【図7-3】葛項寺址(田中撮影)

以後ということになるが、明確な記録はなく、七世紀末~八世紀初 八年)が六九二年とするが、 託した。そのことはよく知られた事実であり(『三国遺事』 致新羅義湘書」である。『ビブリア』四八号、一九七一年) 兄弟子であった義湘に手紙(その写しが、天理図書館所蔵「唐法蔵 領内開寧郡境に於て精廬を開創す。……今の葛項寺なり」とあり、 代の典型的な様式であり、石塔自体も典型的な統一新羅様式である こでの見出しは「葛項寺」に改めておく。双塔式伽藍は統一新羅時 るが、その東塔の上成基壇の身部の羽目石の右端に五行で刻まれて ている【図7-4】。石塔は東西二基あり、二基ともに移されて 在なお石仏坐像 義湘伝教条)、 して法蔵のもとで学んだが、その帰国に際して、法蔵が智儼門下で 勝詮が開寧郡に開創した寺であることが記されている。勝詮は入唐 本を入れた袋には「開寧葛頂寺三層石塔記」と書かれているが、こ いるのがこの石塔記である【図7-5、 葛項寺とは、 帰国は李能和 『三国遺事』 (梧鳳里石造釈迦如来坐像。 巻四・勝詮髑髏条に「〔勝〕 根拠は不明である。葛項寺開創はそれ 『朝鮮仏教通史』上 図7-6]。観峰館所蔵拓 宝物二四五号) (新文館、 詮乃ち尚州 九一 などを 卷四 が残っ

鮮彙報』大正五年八月号、一九一六年)。項寺」銘の瓦片も採集されたという(小田幹治郎「葛項寺の塔」『朝とであるが、その後いつ廃絶したかはわからない。寺址からは「葛とであるが、その後いつ廃絶したかはわからない。寺址からは「葛烏山の西に在り」とある。十六世紀には存続していたというこ『新増東国輿地勝覧』巻二九・開寧県の仏字条に「葛項寺」がみえ、

と考えられる

石塔記は、次の通りである。

510

1 二塔天寶十七年戊戌中立在之

2 娚姉妹三人業以成在之

娚者零妙寺言寂法師在旀

3

4 姉者照文皇太后君妳在於

5 妹者 敬信太王妳在也

認できるように、残りがよく、異論がない。 女偏は明確であり、「妳」で問題ない。ほかの文字は、拓本でも確文については、4行目第9字「妳」を、「旀」とみる意見もあるが

文章は純漢文ではなく、新羅語の漢字表記である。鮎貝房之進に文章は純漢文ではなく、新羅語の漢字表記である。鮎貝房之進によれば、「在」は尊敬の意味を込め「イマス」「アラセラル」と訳すなが、「在」は尊敬の意味を込め「イマス」「アラセラル」と訳すよれば、「在」は尊敬の意味を込め「イマス」「アラセラル」と訳す

二塔は天寶十七年戊戌中にお立てになった。

娚姉妹三人の業で成された。

娚は、零妙寺言寂法師であらせられ

姉は、照文皇太后君の「妳」であらせられ、

妹は敬信太王の「妳」であらせられる。

らえ、「妳」とは別の意味であるとみる意見もある。しかしそれでかもしれない。「君」を下につづけて、「君妳」という成語としてと記のしかたであると考えたからである。ただしそれには議論が必要に「照文皇太后の君」の「妳」というように尊敬を込めて呼んだ表ここで、姉を「照文皇太后君」の「妳」ととらえよう思う。それ

については、あとで検討したい。は、意的であり、「妳」は同じ意味と考えるべきである。その意味

天宝十七年戊戌とは、七五八年を指す。唐玄宗の年号であるが、天宝十七年戊戌とは、七五八年を指す。唐玄宗の年号であるが、天宝十七年戊戌とは、七五八年を指す。唐玄宗の年号であるが、天宝十七年戊戌とは、七五八年を指す。唐玄宗の年号であるが、天宝十七年戊戌とは、七五八年を指す。唐玄宗の年号であるが、天宝十七年戊戌とは、七五八年を指す。唐玄宗の年号であるが、天宝十七年戊戌とは、七五八年を指す。唐玄宗の年号であるが、天宝十七年戊戌とは、七五八年を指す。唐玄宗の年号であるが、天宝十七年戊戌とは、七五八年を指す。唐玄宗の年号であるが、天宝十七年戊戌とは、七五八年を指す。唐玄宗の年号であるが、天宝十七年戊戌とは、七五八年を指す。唐玄宗の年号であるが、中四載乙酉」と正しく記している。その章を造った別には、中四載乙酉」と正しく記している。

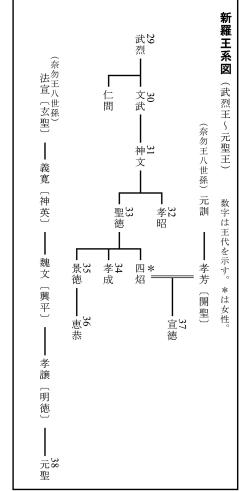
は、新羅第三八代王元聖王(在位七八五~七九八)かれたと考えることができない。まず第5行目に記された「敬信太王」石塔の建立はその年とみて問題ないと思うが、文章はその年に書

のことである。「敬信」が元聖王の名であること

『三国史記』巻一〇・新羅本紀一〇・元聖王即

おたしの考えを述べれば、次のようになる。
まかれて、彫られたということになる。その理由は明確ではないが、建立の年から三○年ほど過ぎた元聖王代になって、ようやく文章が建立の年から三○年ほど過ぎた元聖王代になって、ようやく文章が、元聖王の年までに書かれたとみなければならない。第4行目に記さは七九八年までに書かれたとみなければならない。第4行目に記さは七九八年までに書かれたとみなければならない。第4行目に記さ

祖父が聖徳王である良相は、 郎歌条)。宣徳王はそれによって即位することになり、 恭王を殺害した(『三国遺事』巻二・景徳王忠談師表訓大徳讃耆婆 といえる上大等になってはいたが、宣徳王の死後、「群臣、後を議 王はそうではなかった【図7-7】。宣徳王の即位後、 かった恵恭王のあとに即位することができた可能性があるが、 んなりというわけではなかったが、即位することができた。母方の 元聖王敬信は、 前王宣徳王良相とともに、 クーデタによらなくても、 クーデタを起こし、 最高の官職 元聖王は 子のいな 元聖 恵



ている。「太王」は「大王」と同じと考えていい位紀や『三国遺事』巻二・元聖大王条などにみえ

た七八五年よりも以後となる。また、『三国史記』のであるが、そのように記すのはとうぜん即位し

元聖王十四年(七九八)冬十二月二十九日条に「王

諡して元聖と曰う」とあり、

薨去後すぐに

元聖という謚号が贈られたようで、それ以後なら

「元聖太王」と記されたであろう。

従って文章

【図7-7】新羅王系図 (武烈王~元聖王、田中作成)

える。
える。
いずれにしても、七五八年の石塔建立の時点では、だれも将来、いずれにしても、七五八年の石塔建立の時点では、だれも将来、いずれにしても、七五八年の石塔建立の時点では、七八五年に王郎位することはありえなかった。ところが現実には、七八五年に王即位することはありえなかった。ところが現実には、七八五年に王郎信が正になるとは想像していなかったし、クーデタがなければ、本特殊事情のために、例外的な石塔建立の時点では、だれも将来、いずれにしても、七五八年の石塔建立の時点では、だれも将来、いずれにしても、七五八年の石塔建立の時点では、だれも将来、

れている。「娚」「妳」「旀」の三文字である。そこには、他ではほとんど見ることのない文字がいくつか用いらそれでは、建立に関わった人について、石塔記を通して追究したい。

ということであるが、「零妙寺」は、霊廟寺のことで、王京内の寺るため、兄とみるべきであろう。それが「零妙寺言寂法師」であるるため、兄弟を指す文字であろうか。姉妹よりも前に記されてい詞であり、ここでは、新羅独自の用法と考えられる。姉妹と並んで詞であり、ここでは、新羅独自の用法と考えられる。姉妹と並んで詞であり、ここでは、新羅独自の用法と考えられる。姉妹と並んで

である。

ければならない。的にいえば、ほかに母・姉の意味もある。「妳」の意味を限定しな的にいえば、ほかに母・姉の意味もある。「妳」の意味を限定しな字義通り「乳母」即ち「メノト」なり」とするが(前掲書)、字書「妳」は「嬭(ダイ・ナイ・ジ)」の俗字であり、鮎貝房之進は「漢

姉の意味としてとらえるのは問題であるということになる。に昭文皇太后であるから、最初からそう記せばよい。姉の意味である可能性が高く、「昭文皇太后君」の姉であり、妹は「敬信太王」の姉ということになる。「敬信太王」の姉は、昭文皇太后のむすめの姉ということになる。「敬信太王」の姉は、昭文皇太后のむすめるとすると、「敬信太王」の母は、上記のようまず母の意味であるとすると、「敬信太王」の母は、上記のようまず母の意味としてとらえるのは問題であるということになる。

乳母が在世していてもおかしくはない。り得なくはないであろう。七五八年の時点であれば、照文皇太后の太后の乳母とその子の敬信太王との乳母が、姉妹ということは、あをうした点から、「妳」は乳母の意味とみるべきである。照文皇

信と関係があった人物という条件に合致する。照文皇太后の乳母と、敬信太王の乳母の三人ということになる。敬いというように考えれば、娚姉妹三人とは、零妙寺の言寂法師と、

みられる。「照文皇太后の君」というように、照文皇太后のほうにをそのまま用いるというのは、記した人物が王とかなり近い関係とがよい。また、「敬信太王」というように、その時点での王の名だというよりは、そのなかの誰かとは別の人が書いているとみたほだというよりは、そのなかの誰かとは別の人が書いているとみたほだというよりは、そのなかの誰かとは別の人が書いているとみたほがよいであろうか。娚姉妹という表記、および「在」という尊敬詞いたのであろうか。娚姉妹というように、照文皇太后のほうにをそのますは、そのまのは、

とみることができる。 尊称をつけて呼んでいる点も、世代的に、「敬信太王」に近い存在

記も、それを示しているように思われる。

以上のことを総合すれば、石塔は、七五八年に零妙寺の言寂法師以上のことを総合すれば、石塔は、七五八年に零妙寺の言寂法師以上のことを総合すれば、石塔は、七五八年に零妙寺の言寂法師以上のことを総合すれば、石塔は、七五八年に零妙寺の言寂法師以上のことを総合すれば、石塔は、七五八年に零妙寺の言寂法師以上のことを総合すれば、石塔は、七五八年に零妙寺の言寂法師以上のことを総合すれば、石塔は、七五八年に零妙寺の言寂法師

のようにあらためて乳母とみるべきことを説明した。ている(前掲書)。それは字義の説明をするのみであるため、上記ふたつの「妳」を乳母とみる考えは、すでに鮎貝房之進が提示し

する。

で記念碑的な意味合いをもっており、乳母では意味がない」と否定の即位により、王の外戚となった一族がこれを強調するために刻んの即位により、王の外戚となった一族がこれを強調するために刻ん諸説を整理した高正龍は、鮎貝説に対して「この石塔記は元聖王

そのなかに石塔も建立されている。 しかしその否定には根拠がない。乳母の一族であったとしても、 おもいがけず彼女たちの近い関係者が王になったと言うときに、ど おもいがけず彼女たちの近い関係者が王になったと言うときに、ど おもいがけず彼女たちの近い関係者が王になったと言うときに、ど おもいがけず彼女たちの近い関係者が王になったと言うときに、ど おもいがけず彼女たちの近い関係者が王になったと言うときに、ど おもいがけず彼女たちの近い関係者が王になったと言うときに、ど おもいがけず彼女たちの近い関係者が王になったとしても、 と おもいがけず彼女たちの近い関係者が王になったとしても、 と おもいがけず彼女たちの近い関係者が王になったと言うときに、ど おもいがけず彼女たちの近い関係者が王になったと言うときに、ど

> 起こったことに因るのであろう。 刻しようという人物が出てきたのも、そうした想像外のできごとが 立したのではないかと考える。勝詮と言寂とに何らかの関係があっ 想像できる。そのため、零妙寺の言寂法師と姉妹が新たに双塔を建 ことであり、三人にとっても奇縁というしかない。建立のことを追 の母が皇太后として追封されるようになるとは、まったく想像外の たのかも知れない。そのあと三〇年ほどたって敬信が王となり、 扶余唐平百済碑」)、双塔建立まで塔が建てられていなかったことも なく石塔が建てられた百済の定林寺石塔のような例もあるが なる。創建当初、木塔が建てられ、その後、 であれば、創建以後、数十年たって、塔が建てられたということに 創建した寺であり、そこにあった双塔が七五八年の建立ということ さて、 葛項寺が、唐から帰国した勝詮が、 それほど時間の経過が 七世紀末~八世紀初に 五、

わるものではないとみるべきである。述べたように、基本的にこの石塔は、元聖王や元聖王家系と直接関寺址のある地域について考察する論文が近年でもみられるが、以上この石塔記をもとに、元聖王や元聖王家系と石塔自体、また葛項